

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成23年3月18日(金曜日)
午後3時53分～午後5時43分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 安 富 法 明 委 員 長 原 田 茂 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)
南 口 彰 夫 委 員 布 施 文 子 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議会事務局長 岩 崎 敏 行 議会事務局主査
岡 崎 基 代 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 総 務 部 長
波佐間 敏 総 務 部 長 福 田 和 司 総 務 部 次 長
川 島 茂 総 務 部 税 務 課 長 田 辺 剛 総 合 政 策 部 長
奥 田 源 良 総 合 政 策 部 企 画 政 策 長 末 岡 竜 夫 総 合 政 策 部 地 域 情 報 課 長
松 野 哲 治 総 合 政 策 部 商 工 労 働 課 長 藤 澤 和 昭 病 院 事 業 局 管 理 部 長

午後 3 時 5 3 分開会

委員長（安富法明君） 全員のご出席をいただいておりますので、只今より総務企業委員会を開会いたします。それでは、本日の本会議におきまして、本委員会に付託をされました市長提出議案 3 件につきまして審査をいたしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。それではこれより審査を始めます。最初に議案第 3 7 号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての件を審査をいたします。執行部より説明を求めます。福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、議案第 3 7 号につきまして説明をさせていただきます。今回の改正でございますが、議案書の 1 ページと参考資料の、すいません。議案書の 3 7 - 1 ページ及び参考資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正でございますが、これにつきましては、先程、本会議場で市長が申されましたとおりの概要でございますが、勤務期間の通算制度、いわゆる割愛の改正するにあたっての今回対象とする職員は、医師や看護師等の医療職でございます。これまで、特に医師におきましては、山口大学付属病院といった公的医療機関より公務員としての身分を要する者のみが対象となっております。現行の規定により対応が可能であったとともに、公務員としての身分も有さない医師という任用というのが想定されておりましたが、昨今、全国的にも公立病院の経営形態の見直しが進んでおりまして、地方公営企業法の全部適用さらには、独立行政法人化への移行。こういった公的医療機関が県内でも増えてきておることでございます。県内におきましても、山口県総合医療センターもそのうちの一つでございます。しかし、独立行政法人に属します職員の身分については、二種類の形態がございます。公務員型、並びに非公務員型、二つのものが独立行政法人の機関において存在するという現状がございます。昨今の慢性的な医師不足の状況の中において、今後二つの病院を維持管理していくためには、医師の確保の観点が最重点課題となっております。美祢市とそれぞれの一般独立行政法人の間における交流を活発化させるためにも、公務員としての身分を有さない一般独立行政法人職員についても、適用範囲を広げるため、今回の改正を行うものでございます。改正にあたりましては、参考資料の 1 9 条の 3 にございますように、ページで言いますと、参考資料の 1 4 ページをお開き下さい。中ほど下に第 1 9 条の 3 のくだりのところですが、規則で定める場合を除きまして、この条例の規定により退職手当は支

給しないと。いわゆるこれまでの条例上では、独立法人に換えられる場合に、美祢市の病院のほうの一旦退職して、退職金を払わなくては条例上ならなかったものが、割愛の形で新たに独立行政法人のほうに、割愛として医師のほうが異動される場合に、市立病院で退職金を払わなくてもいいという改正でございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あの、本会議場でちょっと質疑をしまして、だいたいのことは分かったんですが、あの、したがって例えば、例え話のほうの方が分かりやすいからしたいと思うんですが、美祢の市立病院に10年勤務しちよつたと。幸い美東なら一緒ですが、他市のほうに行かれて、さらに10年勤務されたと。その後もう一転してどっかに行かれて、まあ定年前ってということはないが、辞める前頃にまた市立病院に戻られた。2年間して辞められたということになると、32年分を払わんにゃあいけんと。こういうことですよ。そういうことでしょう。そうした不公平は起きるを前提にしてやるわけでしょう。病院会計はあくまでも公営企業会計の、どう言ったらいいですか、独立会計ですから、2年分の退職金は負担するが、30年分は一般会計から出しますよと。こういうことなんでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 今の竹岡委員のご質問でございますけど、まず、一点目として病院間と言いますのが、あくまで公立病院が独立行政法人化した病院間と、私どものような市立病院、こういった形の分を通算するというところでございまして、例えば民間病院に、いわゆる民間病院に換えられる場合については、その時点で退職金を払って、一旦職を身分を、公務員としての身分をなくなって、民間に行かれるという形になりますので、そこら、いろいろなケースバイケースで先程、質問がありましたように、公立病院並びに独立行政法人の病院ばかりを行かれています先生も中にはいらっしゃると思うんですが、ほとんどの場合は民間を交えながらの異動ということになりますので、なかなか30年間ということは、ちょっと考えにくいんですが、仮にそういったケースがあった場合については、当然医師の確保の観点、地域医療の確保の観点から、一般会計でその部分の割愛部分については、補填するというスタンスになろうかと思えます。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そうしますと、非常に不公平な場合も起きてくるけど、そういうことで医師確保を、医師が動きやすいようにしよう。こういう狙いだらうと思うんですね。これは、山大に限らず、全ての医者対象になるんだらうと思うんですが、あの私が申し上げたのは、こういう、いわゆる勤務年数に対する退職金などの程度になるかって分かりませんが、ある程度原資を付けて渡すのかなと思ったんです。そういうのを一体的に管理をしながら、動かそうというんなら、よく理解できるんですが、そういう検討というのは、もう初めからなかったわけですか。

委員長（安富法明君） はい、福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 私も二十数年前病院を担当しておりましたが、その当時から割愛という形で、県内のみ、医師の場合県内のみ異動ではなくて、県外の病院、民間、公立も含めた形での異動ということもありますし、どうしても医師の確保のために、その条件を規定するとなかなか確保が難しいというところもございまして、言われるように、不利有利という部分は当然出てきますけど、双方の病院でそういったルールの中で、これまでも続けられてきている制度でございます。はい。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい。他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。はい。質疑はないようでございます。本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。それではこれより議案第37号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第38号美祢市税条例の一部改正についてを審査いたします。執行部よ

り説明を求めます。はい、福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、議案第38号について説明をさせていただきます。議案書の38-1ページ並びに参考資料の15ページをお開きいただきたいと思います。議案第38号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。現在本市の市税条例における固定資産税の減免にかかる規定でございますが、経済的な扶助を受給する方が所有される固定資産、公益の用に供される固定資産、また、自然災害により著しく価値を減じた固定資産税を対象とした条例となっております。この度の改正でございますが、新たに災害等不測の事態や二次的な災害など、著しく価値を減じる等の特別の事由が生じることが想定されますことから、そういった事由に対応するため、特別の事由がある固定資産税について、減免の適用範囲とするよう所定の改正を行うものでございます。参考資料の（4）第3号に掲げるもののほか特別の事由がある固定資産税、ということでの追加改正をするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） おそらく災害でということもあるだろうと思うんですが、これは、また例を上げて悪いかもしれませんが、今、美祢線が不通になったままになっておりますよね。そうした場合、地元の企業が火力発電所の残渣を美祢線を利用して、そして、自社の軌道敷を通してそれを搬入していると。ところが、使いたくても使えない状態にある。いわゆる遊休状態にある。この資産に対しては、どういうふうに考えておられるのか。減免があったらするのか。それともそうした災害等で使えなくなってるが、税金は取るという考え方なのか。その辺をちょっとお示し願いたいと思います。

委員長（安富法明君） はい、川島税務課長。

総務部税務課長（川島 茂君） はい、今、竹岡委員のご質問でございます。これにつきましても、一応、関連的な二次災害、二次災害つちゅうわけでもないんでしようけども、そういった原因が災害にあって、それに関連する今のことによって、著しく減じた固定資産ということも、今から申請と手続、また協議の中で許容範囲と言いますか、それらも対象にできるかなとは、考えております。

委員長（安富法明君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい。ないようでございます。本案に対するご意見はありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第38号美祢市税条例に一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。よって、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第39号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働長（松野哲治君） 議案書の39ページの1、参考資料は、16、17ページをお開き下さい。議案第39号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてでございます。本議案は、先の12月議会におきまして、道の駅みとうふるさと発展協議会を指定管理者として指定を行うことについての議決をいただいております。当団体から新たに法人格を取得し、株式会社みとう駅となった旨の届出がありましたので、新法人の構成及び目的について、施設の管理業務の実施に支障がないか、また適切に事業が引き継がれるかという観点から審査を行い、いずれも事業計画どおりの業務が行われ、公の施設の設置目的を効果的に達成できるという能力を有すると認められますので、平成23年4月1日から平成28年3月31までの5年間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。参考資料の16ページにつきましては、団体の概要、17ページにつきましては、組織図、18ページ以降につきましては、定款をお示ししております。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） これは、適切に事業ができるかっていうことで、7番なんで

すが、一番の目的っていうのが農産物の販売だと思います。そして7番の情報の、情報収集そして情報の発信ということで、今、この、従業員の人数を見たときに、特産品販売の方が少ないような気がします、それで雇用の創出になっているかどうかということと、7番の事業ができるか、ちょっと心配もありますが、どうなのでしょう。お尋ねをいたします。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働長（松野哲治君） この団体につきましては、レストランと今言われました農産物、畜産物等の販売、加工販売、それとこちらが要求してます観光等の情報サービスを行っていただくことになっております。それ以外に、道の駅並びにその周辺の管理も併せて行っていただくことにしております。それで、組織図の中の正社員並びにパートの数、人数の減で不安ではないかというご質問でございましたけれども、このあたりにつきましては、実際に事業が運営してまいりましたら、また、パート等の雇用は考えるということで、ヒアリングの際、聞いておりますので、このパート12名というのが、この数字で固定されたわけではございません。以上でございます。

委員長（安富法明君） 三好委員よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） さっき、三好委員が言ったので、一つは雇用につながるんかということと、もう一つは情報発信が、於福の道の駅もそうなんですけど、道の駅の当初の目的は、やっぱ地域の観光も含めた美祢市全体の、あっちは東の入口として、こう情報を発信するという役割がどうなのかと、この二点で。その後、既に議論したのが12月議会なので、12月議会からまた法人格を取ってということで、スケジュール的にはおそらく24日に最終本会議が終わったときに、をもって早急に基本協定に締結に入られると思うんですね。その中で今後、事業を展開していくのに、組織図を見れば、情報発信等を含めて人の配置が新たに心配されるような新しい状況は、生まれてないじゃろうかということも含めて質問なんです。よろしいでしょうか。

委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働長（松野哲治君） 只今のご質問でございますけれども、団体が任意の団体から法人に替わりまして、届出が出ました。それから、のちにこちらのほうとしましては、内容等に実施内容等ヒアリングをさしていただきまして、最

初の申請書どおりの計画はできるということを確認を、聞き取りの確認をさせていただきました。それで、今、言われましたその情報発信、雇用の確保と情報発信につきましては、最初の計画書どおりにやるっていうことを聞いておりますので、ここで一応、同様の、同様って言うか、適切に事業が引き継がれるということでございます。

委員長（安富法明君） 他に。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あの、12月議会で最初に議案を提案された時に、ちょっと私も若干質問した記憶があるんでお聞きしたいんですが、元々指定管理者制度を公募して、その事業内容を審査委員会が審査される。その上で指定管理者を決定すると。こういう手順だろうと思うんですね。あの一応、私がお聞きしたときは、収支がゼロという、ゼロって言うか、指定管理者の指定管理料って言いますか、これがおそらくゼロなんじゃないかなあと思うんですね。予算にもどこも上がってなかったような気がしますんで。そうしますと、私があん時質問を申し上げたのは、駅長さんも、当時置くことになっていないと。その人の給料はどうなるんですか。事務員さんの給料も考えてないとそれはどうなるんですか。そういうものをやると、今の800万ぐらいの収益では不可能じゃないんですかという話をしたんですね。それから農村交流の館とですね道の駅と二つを一体的に経営すると、こうおっしゃたんで、なかなか大変だろうなと思いながら、質問をさせていただきました。そしたら課長の答弁は、従業員が24名おられると当時は言われたと思うんですね。今見せて頂くと、取締役とか監査役とか株式会社の役員除けて、この人達が含めて一緒に携われるのか、現場で、おそらくそれはできないだろうと思うんですね。そうしますと取締役、監査委員除けますと17名の職員、7名はどうなったんか。いわゆる駅長の給料も出ん、事務員さんの給料も出んということで、首を切られるのか、それは分かりませんが。今までの指定管理者制度の中で、現在雇用している職員の皆さんは、原則的にはそのまま抱えてくれというのがだいたい今までのやりかただったんですね。ですから今後については、これは無視してもいいとこう考えてもいいのかというのが一点。それからもう一つは、取引業者も含めてメンテの業者だとかいろんなものも含めて、おそらく今までの取引してるのは出来る限り残してほしいというのが、指定管理者制度の一つの基本的な考えであったと思うんですね。ですからこの辺もですねどうなったのか、取引業者の関係、当初の従業員数の

関係、それからですね先程ありました観光情報の発信というのも、この中では組織図では現れてはおりません。聞くところによると、美東特産品センターという方、あの会社も何か法人化したというような話を聞いたんですが、二つの法人が一体となって経営をするというのは、ちょっとおかしな話だろうと思うんですね。その辺の経緯をとりあえず聞かせて頂きたいと思います。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働長（松野哲治君） 竹岡委員のご質問にお答えいたします。確かに前は12月の議会で、従業員24人というお答えをしたと思いますが、現在これを17ページの組織表を見ますと、当然監査役なり取締役の5名は除いた17名ということで、マイナス7名というふうになっております。そのことについてもですねヒアリングの際この団体から聞きましてですね、先程三好委員のほうにもお答えしたように、現在はこれで計画はするけども、当然足らなくなったら雇用を考えてるということで、これも聞いております。それから取引業者のことですけれども、これに関しては申し訳ございません。確認はしておりません。それと特産品センター法人化の経緯でございますけれども、この件につきましては、任意の団体から株式会社のほうに移行する際に、一緒にやろうということでございましたけども、その団体が特産品センターのほうがこの株式会社のほうには入らないということで、外れたと言いますか、外れまして別なところで法人化をして、また別な事業を営まれるということをおとになって分かった次第でございますけども、ただ先程も言いましたように、抜けたからということでございますが、事業の施設の管理の実施なり事業の引継、引き継ぎはまだ事業はしておりませんが、当初の計画どおりできるということを確認をしておりますので、これで大丈夫だということで考えております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 三好委員が美東の道の駅で言われた背景に、美東町で、私美祢市ではけっこう南口と言えば有名なんですけど、美東町行ったらほとんど有名じゃのうて、通称三好のむっちゃんて、彼女相当美東町では有名らしいんです。しかも彼女農協の職員で、綾木の農協の職員が長かったので、美東の道の駅で働く方々は顔見知りが多いわけですね。最初の12月議会の時には23、4名そこで実働されていると。実働されているお友達がたくさんおられるわけですね。ところがそれが今度組

組織図で見ると17名で、実働しよる人達が、じゃから少なくとも6、7名減るんじゃないかというのを彼女は心配しちよる。減るといのは道の駅から出されると。出されるとお友達が。怖い話は抜きにして、6、7名が実働として、働いちよる人達がこの道の駅から出されるということの一つ心配しちよる。それから出されたあとは、違った人達が雇用されるんじゃないかと。これは心配じゃのうて反面期待をしちよる。何故実働数が23、4名が17名になったのか。それはそこで12月議会で説明したとおりで、今組織図の中で見た数から行くなれば、あそこで実際に働いちよる人達は、通常基本協定の中には、そこで働いている人の賃金労働条件は労働基準法に基づいて継続するものとみなすということが基本協定の基本中の基本なわけいね。指定管理者の場合は、制度的に。今の実働数の違いをもう少し具体的に説明をせんじや、不安で顔つきがいっぱいじゃから補足質問をせんやいけんようになる。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働長（松野哲治君） 只今の南口委員のご質問にお答えいたします。先程も説明したと思いますが、確かに7人のマイナスになっております。竹岡委員のご質問と兼ねるんですけども、特産品センターが別に法人を作りまして、そこで今まで働いておられた方が、数名おられまして、その方が法人になった関係でそちらのほうに移られた。もともとそこに働いておられてたんですけども、そちらと一緒に行かれたということで、7人のマイナスということが出ております。ですから出られた方が、職を失うとかいうことは話は聞いておりません。それに先程も言いましたけども、繰り返しになるかも知れませんが、新たな雇用、7人のマイナスでとりあえず組織図に上がっておりますけども、先程も言いましたように、足りない場合は当然雇用は行うということを聞いております。以上でございます。

委員長（安富法明君） 南口委員のほうはよろしいですか。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私はちょっと基本的なことをお聞きしたいんです。確かに組織をきちんとして取り組もう、すばらしいことだと思うんです、私はね。しかしながらその何で取引業者だとか、従業員さんの話をしたかということ、実は私は美東の道の駅にですね、取引業者として長年お付き合いをしてたんですね。今月の初めだったかな通知が来ました。あそこを出ることになりました。従って商品は3月2

5、6日頃までには引取に来て下さい。そして道の駅の北側にスーパーがありますが、それより更に北、美東病院よりの所に、旧店舗のあるところを改造して、そこで展開するから近々連絡いたしますから、4月に入ったらまた商品を供給して下さいという通知が来たんですね。あれなんと思ったんです。美東の特産品センターそのものは、市の施設を使って美東のいろんな大仏まんじゅうか何かいろんなものを作っておられたんですが、それらはだいたいどこ行くのと聞いたら、言われたとおり言います。出された。出されたっておかしいんじゃないですかという話を実はしたんです。ですからちょっともう少しですね、今言うように別法人を作られて、だから雇用には何の影響はありませんとこうおっしゃるんですが、じゃですね基本的なことなんです。今後美祢市が指定管理者制度を展開していくときに、審査委員会を通ったあと組織を変えたり中身を変えたりしても、もう審査委員会にはかけなくてもいいと。こういうことで議会に上程されるとこういうふうに認識していいですかね。

委員長（安富法明君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今のご質問ですが、一度指定管理の指定を受けた指定管理者の組織の構成メンバーとか形態等が変わった場合の審査あるいは議決についてでございますけど、組織がどの程度構成メンバーの大半が入れ替わったとかあるいは組織の目的が全く変わってしまったとかそういういろんな場合によって、どのような審査をするかということが変わってこようかというふううに現在では考えてます。今回の場合については、審査会を開催せずに担当者のほうで担当部課のほうで構成メンバーの一部の方が抜けられるという状況になりましたけれども、残りの組織でそれが対応できるという判断をしたということでございます。以上です。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 我々行政で指定管理をお願いする立場としては、出来れば当初のメンバーでそのまま一体的にということをお願いしておりましたし、そのようお願いもして参りましたが、法人化を進められる中で一部の業者の方がそれに対応できないという言い方もおかしくなりますけど、結果的には組織から抜かれたという状況で、それについては行政のほうで無理矢理それを引き戻すということも出来ないと思いますし、あと出られた方の経済活動について干渉と言います

か、介入すると言いますか、そういうこともちょっと困難じゃないかというふうに考えております。以上です。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） 私あくまでも三好委員の立場を再確認するだけで、その組織が当初申請書が出たように、本来の目的を達成し、なおかつ雇用の拡大、それから働く人達の賃金、労働条件がきちり守られて、この二点なんですね。一つはもともと指定管理の公の施設でありながら、指定管理をするといっても市の職員がそこに配置されちよたんじゃないから、地方自治法に基づく指定管理で県のマニュアルから行けば、例えばそこに県の職員が配置されちよって、二人引き上げるということになれば、その7割程度の賃金を人の配置で求めると。賃金を保証して7割程度というガイドラインが県のほうは出ちよるんですけど、今回の場合はそこに直接な市の職員はおらんし、それからもう一つは三好委員が言うた、そこで働きよる人達に少なくとも課長の説明であれば、働く雇用ということでは実害が今のところ出ないという評価をしちよるということなんですね。いまのところね。その確認をもう一回して、指定管理で本来の申請書で出ちよった、本来12月議会で申請した本来の目的に影響を与えることはないちようことと、そこで働きよる人達の雇用が崩れたという実態じゃないと。この二点はヒアリングの中で確認はしたということなんですね。とりあえず。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働長（松野哲治君） 二点目の雇用の確保と、その確認でございますけれども、一応まだ出られておりません。完全に出られる方のほうに、働いておられた従業員の方が100%そこで働けるかということについては、確約は聞いておりませんので、ただ事業を今の事業よりも拡大して行われるということの話は聞いておりますから、おそらく雇用は守れるだろうということ、これは想像の域を出ませんけれども、そういうことでございます。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） ということで、そこをしっかりと確認できれば、三好委員と私のほうのほうは、ただしもう一つは将来的に最初の道の駅の目的という点では、情報発信をする職員を配置する。そうした手立ても今のところヒアリングの中では、総体的に崩れるということは想定されないと。現状から行けば当初のその申請書と

12月議会でこの総務で議決した内容に大きな変更は見られないという答弁ですから、あとはね最終的にはこの協定書は市長の名前で結ばれるんで、ただし今の中身から言えば、基本協定が若干現場の状況が変化をしてきちよるのは確かなので、本来の目的をきっちりしてもらうためには、基本協定を当初予定をしちよったよりは、いろんな意味でのチェック機能が果たされる基本協定に少しなっていく必要があるんじゃないかとふと思ったんですが、その点はどうですか。

委員長（安富法明君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の基本協定のことについてのご質問ですが、今回のケースも含めまして、今後新たに指定管理をする団体等につきましては、今考えておるのが、基本協定の中に6ヶ月間上期の運営状況、実績を評価、分析、あるいは評価・分析結果に対して、運営状況が劣っておればその後の半年で指導して、指導した結果どうしても当初こちらが求めておる目的が達成できないという判断が出来た場合には、協定が解除できるような条項を盛り込んだらどうかということで、今考えておるところでございます。以上です。

委員長（安富法明君） 南口委員よろしいですか。ほかによろしいですか。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと私はね、美東道の駅のことが一つの教材になったから言ってるんですよ。指定管理者制度そのものを言ってるわけですよ。ですから一旦審査していわゆるどう言ったらいいですか、審査の基準があったですよ。総合評価点で審査するとか、例えば自主能力だとか、人的物的能力だとか、企画ソフトの問題だとか一杯ありましたよね。変わったにもかかわらず、審査もしかえてない、ただヒヤリングだけしたと。だから今後の指定管理者制度の決めるときに、一旦公募を募ってですね、そして審査委員会かけてAと言う業者に決まったと。Aと言う業者が中身が変わったけど、もうそのままで行くんですねと言ってるわけ。執行部はそのつもりですかと聞いているわけ。今後も。僕は基本的なことを聞きよるわけ。それから議論に入りたいんですね。

委員長（安富法明君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今のご質問ですが、今後その指定管理業者の組織とか業務内容に変化が生じた場合の引き続き指定管理として指定するかあるいは指定をやりかえるかというようなこと、それから審査の方法等については、今回指定

管理者のガイドラインの見直したばかりなんですが、このガイドラインについても、その都度今後の見直しが必要というふうに考えておりますので、その中でも検討して行きたいという考えです。

委員長（安富法明君） 田辺部長、議決をですね議会に議決を求めてですね、12月に、4月からの施行を目指してやるわけですね。その間に内容が変わって、その審査をやりなおさんでも良いかどうねいかちゅうような質疑じゃったと思うんですけどね。その辺にもう少し的確に答えられんですか。（発言する者あり）執行部から暫時休憩をもとめられておりますので、50分ぐらいを目途でよろしいでしょうか。暫時しましょうか。（発言する者あり）それでは暫時休憩をいたします。

午後4時37分休憩

午後5時23分再開

委員長（安富法明君） それでは、再開をいたします。休憩前に続き引き続き、質疑を求めます。質疑がありませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） えっとですね、休憩前にも基本的なことを申し上げたつもりですが、どうも委員の皆様方にも、誤解がどうもあるんじゃないかと思うんですね。決して私がね、美東の特産品センターの皆さんに別に身びいきしてるわけでも、何でもないんですね。私が申し上げているのは、12月議会からずっと申し上げたのは、新たに指定管理者制度を導入するところ、まあ今まであったところは別ですよ。新しく導入したときは、そのどうしてもいろんな問題が出てくるんで、基本協定は、5年間でもいいけど、少なくとも1年ぐらいは、年度協定っていうのをきちんとするわけですから、少なくともいろんな問題をクリアしたり、また新たな問題が出てくるかもしれない。今回もそういうことが、もうやる前に起きてきたわけですね。私は、その12月議会にもそのことをずっと言い続けてきたんです。どうも違う眼鏡で見られるから、発言が段々おかしくなっちゃって、こっちまでおかしくなってしまったんですが。その今回も代表者も変わり、組織は、当然、名称が変わったら、人格も変わるんですね法律的に。でも、指定管理者制度の中でヒアリングをしたら、やれると思いますと。当初の計画どおりやと思います。こういう説明だったんです。だから、私が今後、こういうやり方でもいいんですかって聞いたんですけど、別に、それが絶対いけないって言っているんじゃないんです。逆

に私も監査の立場からして、今後、このことについて、指定管理者制度の在り方と実際に行われていることをどう検証していくかっていうのは、また別な話です。そこで、もう一回、12月に振り戻って考えていただいたらと思うんですね。いろんな問題が出てきたときに、少なくとも私が執行部に投げかけたのは、1年ぐらい、よく市長が言われる実証実験したいとか、よく社会実験されるとか言われるんで、そういういろんなことにお考えが、柔軟性があるんだからどうですかって言うたら、いやあ、そんな時には、補正を組みますとかおっしゃったんで、引き下がったんです実は。ところが、現状としたらこういうものが出てきたと。少なくとも、じゃあ人格も変わり、その中の構成も変わっていると言うならば、当初の計画じゃあなくて、変更計画を求めて、その上で審査委員会までかけるかかけんかは、今後の問題として、課題として提案しときます。その場合にやはりチェックをした上で、議会にかけていただきたい。これは私の意見でもあり、希望なんですね。その辺を今度は、もう逆に市長にお尋ねしたいと思うんですね。市長がどういうお考えなのか。それをお聞きしてから、賛成をするか、反対をするかを考えてみたいと。このように思います。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今の竹岡委員のご質問ですが、今、指定管理者制度の本質的なことをおっしゃっておられると思います。非常に高い次元の総務企業の委員会の委員でもいらっしゃるし、市の監査委員というお立場もあられるんで、その立場、視点から見られたご発言でもあったというふうに思っております。前々から言っておりますように、指定管理者制度が非常に歪な形で国が導入しまして、進行してきております。未だに全国のどこでもいろんな問題が起こってきて、それを受けて自治体が苦勞をしながら柔軟にやっ行って行かざるを得ないというものがあります。今回のケースも実は、任意団体として申請を出されて、そして審査の結果、今で言えば株式会社みとう駅ですけども、実は、指定管理を我々がお願いしたのは、道の駅みとうふるさと発展協議会という任意団体だったわけです。それが、まだことしの4月1日からの指定管理だったわけですから、全く実績がないうちに内部でいろいろこの盤石たる体制をつくられようと思われたわけでしょう。法人化をされたということで、株式会社みとう駅となられたわけです。ですから実際に実績がない上に、今、いみじくも法人格と、人格が変わったというふうにおっしゃいましたけど、任

意団体としてのものから、法人格をもったものに変更されたということですね。そして中身が任意団体であった協議会とこの法人格をもった株式会社みとう駅そのものが、全く一致をしておるのであれば、我々が求めた道の駅みとうの指定管理に関わる業務の内容が、おそらく同様にやられたでしょうけれども、先程の議論の中にもありましたけれども、そのスタッフの方がこの協議会の段階に比べて7名減っておられるという現実があります。それと一部の特産品を売っておられる部分の方々が出られたということもあります。それで、実際に我々が求めて、そして審査をして、じゃあそれならということで指定管理をお願いして、議会の御承認を得たことが出来るかどうかということがあります。それで、そういうふうな基本的な認識がありますんで、担当部署のほうで部長なり、課長なりがヒアリング等で十分にやったと思います。その上で一応名称も変わった。そしてそのスタッフも変わっておるけれども、行政として求めたものが出来るであろうというふうに認識をしたから、今回の株式会社みとう駅としての、この議案をお出ししたわけです。ですけれども、私、今回これがいい勉強になったと思います。これを現実的にこれから4月1日から業務をされて、当初指定をした同じ状態で運営できるかどうかということがまだ分かりません。ですからね、竹岡委員、12月議会の際は議員としてのお立場で発言をなさったと思いますけれども、試行期間が必要じゃないかということを経度も言っておられました。今回がおそらくいいケースだろうと思います。我々が認識をするですね。ですから、これを受けて、例えば年度協定と基本協定がありますけれども、どこの部分で、例えばその試行期間を担保するかということを考える必要があろうと思ってます。これは、我々とすれば、実際に行為として起こす機会になるだろうと、私認識をいたしております。それで、仮協定という形でいいのか、それとも基本協定でそのことを担保するのか、年度協定で担保するのかというこの議論がありますけれども、それは、ちょっと行政の立場で責任において考えさせていただきたいと思いますけれども、基本的には、この株式会社みとう駅ですね、お願いをして、そして一年間、試行期間としてやらしていただきたいと思います。それも途中で部長のほうで、ちょっと触れましたけれども、我々が求めておるものとちょっと方向がずれてきたというようなことがあれば、途中で指導に入りたいと思います。その指導を受けて、そのまた半年後ぐらいに、ですから来年の3月31日かな。その時点で本当に我々が求めたものが実行、実践できておるかという

ことも確認させていただきたいと思います。ですから、一年間は、試行期間という考え方でいきたいと思います。ですから、このケースは、道の駅みとうに限らずに、今後、指定管理者制度そのものが切り替えの時期に、どんどん来てますんで、その時新たに指定管理者を公募することも多々あります。実際に我々が求める、行政が求める、また市民の方が求める形でできるかどうかということを検証するためにも、その試行期間という考え方を取り入れたいと思っています。先日、申し上げましたけれども、指定管理者制度の関わるガイドライン、第3次改訂版を出しましたけれども、そのことが、この中に触れておりません。ですから、この3次改訂版を出しましたけれども、この中でもそれを触れてガイドラインとして規定をしていくのか。それとも年度協定だけでいくのか。その辺も含めて、私の責任においてその辺は、きちっと担当部署のほうにいたさせたいというふうに思っております。私のご回答とすれば以上になるうかと思えますけれども。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） いや、ようやくですね、私の意とするところで議論がかみ合ってきたんですが、今まで、監査のことを言ったら申し訳ないんですが、年度協定を見させていただきましたら、だいたい指定管理料の料金のこと、今回もガイドラインの見直しの中では、指定管理料の精算というところで、年度協定を締結して、決定するところ書いてあるんですよ。私が申し上げているのは、今度新しいほうは、事業計画書が応募時に提出された事業計画書と差がないか十分に確認し、差がある場合は、指定管理者から事業計画の内容を聴取して、こう書いてあるんです。ですから、ようやくですね、そこには近づいてきているのは事実ですが、年度協定でそうした、そのおそらく今から先もいろんな指定管理者が民間で受けられて組織変更されたり、組織変更するとき人間ですから仲良く分かれる場合も喧嘩分かれもあるじゃろうけど、しかしながら、指定を受けたその管理については、きちんとやれると言うならば、私は年度協定でその辺の組織の変更だとか、どう言ったらいいですか、管理の仕方が少し変わったとか、そういうものも年度協定の中に折り込んでいけば、そんなに難しい問題じゃないと思ってたんです。是非、そういうふうに、今後指定管理者制度、本会議で市長に大変失礼なことを申し上げました。腰が引けたんじゃないですかと。アウトソーシングだとか民間活力だとかっていうのは一行もないよという話をして、大変失礼だったと思うんですが、一番個

人的には気になってた問題で一般質問したり、12月議会でも随分申し上げました。とうとう最後に議事録を読ませていただきましたら、これ以上言うとおおかみ少年になるから辞めますって言うて辞めてるんですよ言い方を。そこまでやりながら、議員の皆様にも理解していただきたいというつもりでおったのが、逆に、どうもあれは、その特産品センターの味方をしちよるんじゃないかとか、そんな見方をされたんで、心外だなって思ったんです。ですが、是非、執行部もそれから議員の皆様方もその辺は理解していただいて、本当に指定管理者制度を活用しながら、行政サービスの向上とコスト削減は、今から目指して行くべきだと、こういうふうに思っておりますので、市長がせっかくご答弁いただいたような、一つの柔軟的な施策も講じていただきたいと、このようにお願いを申し上げたいと思います。以上です。

委員長（安富法明君） 他に質疑がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。本案に対するご意見はございますか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） とりあえず、私は、この議案に賛成はいたします。しかしながら12月議会でも発言しているんですが、一つは、この計画の内容そのもので、今までの美東の道の駅で、滅多に行ったことないんですけど、こぼう天うどんを食べに行くぐらいのもん。少なくとも駅長という全体を見て、全体を管理をするというポジションの果たす役割の人が、顔が見えない。それからもう一つは、観光案内所ちゅう看板はあるが、その観光案内をしよる人の顔が見えない。たまたまじゃのうて、元々おっちゃあないわけです。今度、道の駅全体を管理するポジションの駅長を配置すると。それから、おそらく事務員さんか誰かがこの観光案内の果たす情報発信をやられるんだらうと思うんですいね。そこで、その市の負担が、5万円とか何万円がいくつある程度で、予算的には、少なくとも二つのポジションで、今までなかったことをしようというんですから、そうすると人の駅長や情報、観光案内、情報発信をする人たちの賃金はどねえなるんじゃないかって言うても、そのあくまでも売り上げの中らか出してどうこうという理屈はあるんですが、数字的にはどうしても見えてこんのですね、予算書の中で。ですから、私からすれば300万、500万、本来は行政が新しい課題をさせるわけですから、行政が指定管理者

料として負担をしなければならないのではないかと。その分だけ、指定管理者として受けられる方に大きな負担がかかると。これが一つの心配なんです。それから、さっきの人員が大幅に減っちゃうと。しかし、その4月1日からスタートするわけですから、本来なら、スタートするときにスタッフは、24人が無理して26人、27人でアルバイトを抱えて、ちょうど春休みに入るんですからね。アルバイトを抱えてやらんにゃあいけんくらいの構えが必要なんですけど、当然、予算がないわけですから、そのぼつぼつから始めるかいと、いったときにいろんな問題が、トラブルが生じる可能性があるんで、基本協定のところで、しっかり縛りをかけると。しかし業者に負担がかかる、受けた人に負担がかかって、潰すようなことがあったら何にもならんのです。一番大事なのは、苦労しながらもやっぱり商売人の人たちが関わってたくさんおるわけですから、その観光拠点と言いながら、やっぱり地場産業をどう育成していくかという点じゃあ、協定を結ばれる市長の責任は重々重たいと。下手をすると、この駅とともに市長の政治生命が終わる可能性もあるという意見を添えまして賛成とします。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私は、当初は、実は、監査の立場からしても賛成できないなあと。って言うのは、おそらく実績報告書が出たときに当初計画と照らし合わせたときに、実は、監査どうしたらええんかっていう話は、もう事前にやってたんです。ですが、条例どおりに美東道の駅、地域食材等の供給、それから特産品の加工、販売、それから地域情報の提供。この三つが道の駅みとうの大きな柱になっています。それから、もう一方では、農村交流の館の設置条例には、地域の農業振興のための集会施設、それから地域の特産物普及のための展示、宣伝及び販売。それから近隣都市との交流、情報交換及び発信提供。このまた大きな三本柱、どちらもそうした三本柱が立ってるんですね。担当課長は、今日までね、一生懸命指導なり助言をして来られたんだらうと思うんです。引き続き、今、南口委員が言うように、市長の責任にならんように一生懸命指導なり助言をしていただいでですね、一年後にまた問題が出んように頑張っていたらきたいと、このように思います。

委員長（安富法明君） 他に。ご意見がありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） （発言する者あり）ご意見も他にないようでございます。

それではこれより議案第39号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案3件につきまして、審査を終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい。ほかにございませんから、これにて本委員会を閉会をいたします。お疲れでございました。

午後5時43分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月18日

総務企業委員長

安富法明